

第3次吹田市地域福祉計画 現行・改正案対照表

No.	頁	項目	現行	改正案
1	4	第1章 第3次地域福祉計画の策定にあたって 3 地域福祉計画とは (2) 地域福祉計画と各個別計画の関係	<p>地域福祉計画は、吹田市第3次総合計画において示している将来像「<u>人が輝き、感動あふれる美しい都市（まち）すいた</u>」の実現に向けて、福祉の観点から保管・具体化していくものであり、地域福祉を推進する施策の方向性を示すものです。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>本計画の位置づけは、第3次総合計画を上位計画とし、</p> <p style="text-align: center;">～ 以下略 ～</p>	<p>地域福祉計画は、吹田市総合計画において示している将来像の実現に向けて、福祉の観点から保管・具体化していくものであり、地域福祉を推進する施策の方向性を示すものです。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>本計画の位置づけは、総合計画を上位計画とし、</p> <p style="text-align: center;">～ 以下略 ～</p>

No.	頁	項目	現行	改正案																																																					
2	4	図1 地域福祉計画の位置づけ	<p>図1 地域福祉計画の位置づけ</p>	<p>図1 地域福祉計画の位置づけ</p>																																																					
3	10	第1章 第3次地域福祉計画の策定にあたって 6 計画期間	<p>6 計画期間</p> <p>第3次地域福祉計画の期間は、平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5か年です。進行管理と必要に応じて見直しを行います。</p> <table border="1" data-bbox="698 1078 1366 1206"> <tr> <td>平成20年度</td><td>21年度</td><td>22年度</td><td>23年度</td><td>24年度</td><td>25年度</td><td>26年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td><td>30年度</td><td>31年度</td><td>32年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第1次計画</td> <td colspan="5">第2次計画</td> <td colspan="6">第3次計画</td> </tr> </table>	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	第1次計画		第2次計画					第3次計画						<p>6 計画期間</p> <p>第3次地域福祉計画の期間は、平成28年度(2016年度)から令和3年度(2021年度)までの6か年です。進行管理と必要に応じて見直しを行います。</p> <table border="1" data-bbox="1469 1078 2190 1206"> <tr> <td>平成20年度</td><td>21年度</td><td>22年度</td><td>23年度</td><td>24年度</td><td>25年度</td><td>26年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td><td>30年度</td><td>令和5年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第1次計画</td> <td colspan="5">第2次計画</td> <td colspan="6">第3次計画</td> </tr> </table>	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和5年度	2年度	3年度	第1次計画		第2次計画					第3次計画					
平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度																																													
第1次計画		第2次計画					第3次計画																																																		
平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和5年度	2年度	3年度																																												
第1次計画		第2次計画					第3次計画																																																		

No.	頁	項目	現行	改正案
4	67	第3章 地域福祉計画の基本方向 3 計画の施策体系	<p>3 計画の施策体系 第3次吹田市地域福祉計画では、「地域福祉計画の目標」に向けて取り組むうえでの施策の柱を、次の5つとします。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>重点施策は、第3次計画期間の5年間で重点的に取組を進めようとするもので、「お互いの顔の見える関係づくり」「地域福祉にふれられる学習機会の充実」「福祉活動の担い手づくり」「災害時要援護者への支援」「自分らしく、意思が尊重され暮らすために」の5つとしました。</p> <p style="text-align: center;">～ 以下略 ～</p>	<p>3 計画の施策体系 第3次吹田市地域福祉計画では、「地域福祉計画の目標」に向けて取り組むうえでの施策の柱を、次の5つとします。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>重点施策は、第3次計画期間の6年間で重点的に取組を進めようとするもので、「お互いの顔の見える関係づくり」「地域福祉にふれられる学習機会の充実」「福祉活動の担い手づくり」「災害時要援護者への支援」「自分らしく、意思が尊重され暮らすために」の5つとしました。</p> <p style="text-align: center;">～ 以下略 ～</p>